

## 他人の作業者証を用いて作業を行った事案に対する調査状況について

### 1．概要

- ・ バス運転手による「他人の作業者証を用いて作業を行った事案」については、平成 24 年 7 月 24 日、8 月 14 日、16 日、29 日の計 4 回、当日勤務していない他の同僚の作業者証を使用し A P D を借りていることが判明。

### 2．調査結果

他人の作業者証を使用した事例が確認されているバス運行会社の調査結果は以下のとおり。

#### <他人の作業者証を使用した事例について>

- ・ 7 月 1 日～9 月 6 日までの勤務票と当社からの A P D データ、バス運行会社における放射線業務従事者の A P D 打ち出し記録(レシート)を確認した結果、7 月 24 日、8 月 14 日、16 日、29 日において、運転手 A (7 月 24 日発生事案の運転手と同一人物) の勤務実績および A P D の打ち出し記録(レシート)があるにもかかわらず、当社線量データに記録が無いことを確認。
- ・ 運転手 A は作業終了後、A P D 返却の際、被ばく線量の書かれたレシートを受け取り、会社に提出しているが、レシートには別の運転手の作業者証番号が記載されていることから、作業者証の番号の部分を取り取り、自分の番号のものに作り直した上で報告。
- ・ 7 月以前において、運転手 A は他人の作業者証を用いて作業していないことを、勤務表と当社線量データのつき合わせにより確認。

#### <当該者の勤務実態>

- ・ 運転手 A は、7 月より他の運転手が休んだ場合の代理運転手(通常は福島第一原子力発電所と J ヴィレッジ間の運行を担当せず、福島第一の作業者証を必要としない別系統の運行業務を担当していた。)で、会社から代理運行の指示があった場合に福島第一と J ヴィレッジ間のバスを運行していた。
- ・ 運転手 A は、7 月以降、合計 9 回の代理運行により福島第一原子力発電所と J ヴィレッジ間のバス運行を行っているが、そのうち 4 回(7 月 24 日、8 月 14 日、16 日、29 日)について、自宅に作業者証を忘れてしまい、運転を代行するバスの中のケースに保管されていた別の運転手の作業者証を使用し、A P D を借り受けていた。

#### <当該者の聞き取り結果>

- ・ 運転手 A は、健康管理上、個人の線量管理が正確に記録されることの重要性を認識せず、たとえ他人の作業者証により A P D を借用しても、そのデータを自らのデータに書き換えれば、管理上問題がないと考えた。

- ・ その結果、本人の作業者証を持参しなかったことに気づいた際、作業員の輸送に支障が生じないようバスの定時運行を確保するため、バス内に保管されていた他人の作業者証によりAPDを借用した。

#### < 当該会社の作業者証管理実態 >

- ・ 運転手の作業者証の保管管理については特段のルールは定められていなかった。
- ・ 今回の事例においては、いずれの場合においてもバス内に他人の作業者証が置かれていた。
- ・ 運転手Aは自宅にて作業者証を保管していた。

### 3 . 当社のAPD貸出における本人確認の状況について

- ・ 当社では、福島第一構内の免震重要棟とJヴィレッジの2箇所でAPDを貸し出していたが、作業者証に貼り付けてある写真との見比べによる本人確認は不十分であった。

### 4 . 原因

- ・ 運転手Aが本人の作業者証不携帯の際、他人の作業者証でAPDを借用して運転しても、線量管理上問題ないと誤認していた。
- ・ 作業者証の管理方法が定められておらず、バスの中に作業者証を保管している者がいた。
- ・ APD貸出所においては、APD貸出時の写真による本人確認が不十分であったために、他人の作業者証を使用していることに気づけなかった。

### 5 . 再発防止対策

#### < 当該バス会社が実施する対策 >

- ・ 当該バス運行会社においては、事務所に個人別鍵付きロッカーを設置し、作業者証を保管することにより、出勤時の作業者証不携帯を防ぐとともに、運行前の点呼でも作業者証の携帯を確認する。

#### < 当社が実施する対策 >

- ・ APD貸出時には作業者証の写真と本人を見比べて本人確認を行うこととし、9月6日よりJヴィレッジ、9月7日より福島第一免震重要棟貸出所で開始。
- ・ 本事例について福島第一の安全推進連絡会・放管連絡会等にて周知する。
- ・ 他人の作業者証を用いて作業した運転手Aについては、9月6日付で放射線業務従事者の登録を解除した。

以上